

仙台白百合女子大学
公的研究費の取扱いに関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、仙台白百合女子大学(以下「本学」という)における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理を確保することを目的として定める。

(定義)

第 2 条 この規程において公的研究費とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく補助金等をいう。

2 前項に掲げる公的研究費以外の公的研究費の交付を受けようとする場合においても、この規程を準用する。

3 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教職員及び非常勤教員で、第 1 項及び前項に掲げる研究費補助金を 1 人で実施する者、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

第 3 条 研究代表者等は、交付決定を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(責任と権限)

第 4 条 本学の公的研究費を適正に運営管理するために最高管理責任者、統括管理責任者を置く。

(1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長を充てる。

(2) 統括管理責任者は、学部長並びに事務局長を充てる。学部長は研究活動管理責任者として、競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとする。事務局長は事務処理管理責任者として、事務組織の実質的な責任と権限を持つものとする。

(3) 最高管理責任者は、公的研究費に係わる研究活動における不正防止に関する規程を策定及び周知するとともに、統括管理責任者及び次項に規定するコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の適切な運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮し必要な措置を講じなければならない。

2 本学の部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、教育・研究推進委員会副委員長をもって充てる。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
 - (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
 - (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下「副責任者」という。）を任命することができる。
- 5 本学の研究活動に関わる者（本学を本務としない者を含む。）を対象として研究倫理教育を定期的に行う者として研究倫理教育責任者を置き、教育・研究推進委員会副委員長をもって充てる。
- 6 前5項の責任者（以下「各責任者」という。）を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

（公募の申請）

- 第 5 条 公募要領により公的研究費に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出することとなっている場合には、研究代表者等は大学に遅滞なく届出るものとする。
- 2 公的研究費による共同研究を申請する場合は別に定める。

（公的研究費の管理並びに使用）

- 第 6 条 研究代表者等は、公的研究費の交付内定（継続分を含む）を受けたときは、本学規程等に則り、適切に管理し使用するものとする。
- 2 公的研究費の申請及び経理事務手続きに関する機関内外からの相談を受ける窓口を設置する。相談窓口は、事務局長とする。
 - 3 教育・研究推進委員会並びに庶務課は、本学公的研究費の使用に関する申し合せ等を教職員並びに非常勤教員に対して周知徹底しなければならない。
 - 4 事務局長並びに教育・研究推進委員会は、効率的かつ適正な予算執行管理のために、研究者に対して公的研究費の使用に関する助言を行わなければならない。

（経理事務の準拠）

- 第 7 条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該公的研究費配分機関の定める取扱規程並びに本学規程等によるものとする。

（間接経費の譲渡）

- 第 8 条 研究代表者等は、間接経費が交付された場合には、原則として本学に譲渡するものとする。

- 2 間接経費が定められていない公的研究費については、原則として補助額の10%を管理経費として本学に譲渡するものとする。
- 3 譲渡された間接経費の取扱いは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成26年5月29日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申合せ)の定めるところによるものとする。

(設備等の寄付手続等)

第9条 学長は、公的研究費により取得した設備・備品(以下[設備等]という)の寄付受入に関する権限を、事務局長に委任するものとする。

- 2 研究代表者等は、設備等を取得後、本学に寄付を行うこととされているものにあつては、寄付手続を行わなければならない。

(管理帳簿への記録)

第10条 前条第2項に掲げる設備等を取得したときは、備品台帳に記録しなければならない。

(事故等の報告)

第11条 研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨を事務局長に報告しなければならない。

(不正の防止)

第12条 公的研究費の取扱いにおける不正防止に関しては別に定める。

(定めのない事項の取扱い等)

第13条 この規程に定めのない事項については、学長が教授会の意見を聞き、決定する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

2009年10月21日	施行
2015年4月1日	一部改正
2016年9月21日	一部改正
2018年7月18日	一部改正